

令和元年12月18日改訂

いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立朝日小学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任（学級担任）、生徒指導主任、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭、学校評議員、
PTA会長、PTA副会長、スクールカウンセラー、学校教育相談員、
巡回相談員、御殿場警察署員

3 いじめ防止等のための対策

1) 人権教育の推進

①道徳教育

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。

②人間関係づくりプログラムの実施

- ・年間に計画的に人間関係づくりプログラムの実施をする。

2) 子どもの自主的活動の場の設定

①「いじめ撲滅運動」の実施（児童会）

- ・年間計画にしっかりと位置づけ、児童会主体で「いじめをしない、許さない」のキャンペーン活動を行う。

②ピア・サポート運動の実施

- ・児童会が中心となって、挨拶運動、姉妹交流（ペア活動）等を行いながら、いじめ撲滅のための呼びかけをしたり、いじめ撲滅のポスターを作成したりして、いじめはよくないとのメッセージを発信していく。

3) 保護者や地域への啓発

①啓発活動

- ・生徒指導部が中心となり、学校だよりやPTA新聞、HP等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

②PTA総会での周知

- ・いじめを未然に防止するため、また、早期発見早期対応のための活動を知らせて理解を求めるとともに、保護者と学校が協力しあって未然防止につなげることへの周知を図る。

③地域ボランティアとの連携

- ・朝の登校状況で気付いたことなどを共有していく。

4) いじめに関する教職員の研修

- ・いじめを未然に防止できるよう、外部講師を要請したり、生徒指導研修会を開いたりして、教職員の研修を深めていく。
- ・いじめ撲滅の第一歩は、より良い学級づくりにある。良い人間関係づくりができる教師を育てられるよう、校内研修を充実させていく。

5) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

- a 学期に1回、原則、学級担任が実施し、生徒指導主任⇒管理職に報告する。
- b 実施後集約し、結果によって、いじめ防止対策委員会で対策を検討

②担任による教育相談の実施

- a 随時実施

③スクールカウンセラー、学校教育相談員による教育相談の実施

6) いじめに対する措置

①いじめアンケート実施後は、集約した結果を基にいじめの実態を分析し早期対応する。

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。

- ②重篤ないじめが確認された場合は、委員会を開催し、今後の対応について検討する。
(正確な事実把握・指導体制、方針・子どもへの指導、支援、保護者との連携)
- ・調査結果について、速やかに教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
 - ・関係機関との連携をきめ細やかに行い、しっかりと連携して、事案に適切に対処していく。
- ③いじめられた児童・生徒への配慮
- ・いじめを受けた児童のケアを十分に行う。必要に応じて外部専門家の力も借りる。
- ④いじめた児童・生徒への対応
- ・いじめた側の児童への指導を、背景を十分に踏まえた上で、きめ細やかに行う。
 - ・保護者への報告を速やかに行い、保護者への助言を丁寧に行い、また、家庭との連携を密にして、児童への指導体制を共有していく。
- ⑤経過の見守りと継続的な支援
- ・継続して経過を観察し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ・ケース会議を計画的に開き、重大な事態にならないよう配慮していく。

7) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報をいじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

②各対応

- 児童対応 (担当：生徒指導主任)
 - ・臨時全校集会等の開催
- 保護者対応 (担当：教頭 生徒指導主任 学年主任)
 - ・臨時保護者会の開催
- 報道機関対応 (担当：教頭)
- 警察対応 (担当：教頭)
- 外部機関との連携及び対応 (担当：教頭)